

## 特定認定看護師・特定看護師の活躍を願って

看護部長

すみた めぐみ  
炭田 恵



謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。  
今年も皆さまにとって健やかで実り多い年でありますよう祈念いたします。

昨年は新型コロナウイルス感染症に対し、ワクチン接種の実施、入院受入れ数の拡大などいろいろと対応した一年でした。今年も地域の医療状況を見極め臨機応変に対応できるよう努めてまいります。



「特定看護師」という存在をご存じでしょうか。

2015年10月に厚生労働省が施行した「特定行為に関わる看護師の研修制度」によって誕生しました。特定行為とは、医師の診療の補助であり、研修を修了した看護師には、患者さんの状態を見極め、タイムリーな対応をすることなどが期待されています。医師の判断を待たずに「手順書」により、一定の診療の補助を行うことができます。看護師が資格を得るためには実践的な理解力、思考力、判断力、そして高度で専門的な知識と技術が必要とされます。

この度当院では「特定認定看護師」が誕生しました！

皮膚・排泄ケア認定看護師※1が特定行為研修を修了し、創傷管理※2に関連した行為はもちろん栄養及び水分管理に係る薬剤投与が可能となりました。

他に3名の看護師も特定行為研修を修了し、「特定看護師」として栄養及び水分管理に係る薬剤投与と呼吸器関連の対応が可能となりました。

令和4年は、この特定認定看護師と特定看護師の4名が皆さまの診療に関わらせていただき、活動していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

～用語解説～

### ※1 皮膚・排泄ケア認定看護師

床ずれや傷、人工肛門、失禁に伴って生じる問題に対して、専門的な知識を用いて質の高い看護を提供する看護師。

### ※2 創傷管理

全身にできる外傷や手術創等の様々な傷に対し、早くきれいに治る処置を提供していくこと。



<健康診断の結果、「精密検査必要」と言われた方の受診予約（電話等）を受け付けています>

待ち時間が少なく、スムーズに受診できます。特にお仕事をされている方、多忙な方はどうぞ地域医療連携室（下記）にご連絡ください。

電話 0765-22-1354（平日9：00～16：00）

FAX 0120-935-631

当院では24時間救急患者様の受け入れを行っております。症状を自覚した時は、我慢をせず、速やかな受診をお勧めします。

発熱等の症状のある方は、まずは電話で連絡をお願いいたします。

電話 0765-22-1280（病院代表）